

## 平成23年度第2回南三陸町都市計画審議会議事録

日 時：平成23年11月4日 13:30～  
於：仮庁舎会議棟

### 1 開会あいさつ

#### 【南三陸佐藤町長】

- ・南三陸町都市計画被災市街地復興推進地域の決定について、委員の皆様からご忌憚のないご意見を賜りたい。
- ・併せて、南三陸町震災復興計画（素案）について、再度、説明する。

### 2 議事

- ・定数10名に対し出席委員数9名で、南三陸町都市計画審議会条例に基づく法定数5名に達している。
- ・都市計画審議会運営規定第4条第2項の規定に基づき、議事録署名委員に山内委員を指名する。

#### ① 志津川都市計画被災市街地復興推進地域の決定について

##### 【事務局】 志津川都市計画被災市街地復興推進地域を資料1により説明。

志津川都市計画被災市街地復興推進地域の決定について、平成23年10月14日から10月28日まで役場建設課で縦覧を実施し、「建築制限区域の解除について」「被災市街地復興推進地域の設定について」「迅速な復興事業計画の策定について」、3つの意見の提出があった。いずれについても区域の変更を要望するものや反対するものではないので、志津川都市計画被災市街地復興推進地域について事務局案のとおり、答申いただきたい。

##### 【委 員】 志津川地区は都市計画区域で町をつくりかえ、他の地域は別の事業を用いて高台移転を実施するが、歌津地区的商店街等の地区も、志津川地区と同様の復興計画を考えられないか。

##### 【事務局】 歌津地区的住宅は、やはり高台への移転が施策の中心になる。国の第3次補正を受けて、役場の支所など、一定の公共公益施設や生活利便施設についても一緒に高台に移転させられる予定であり、高台で町をつくりたい。また、国道や防潮堤などの計画とあわせて、一体的なまちづくりについて計画していくたい。

##### 【委 員】 海で生きている歌津の「まち」についても、国の支援制度も踏まえながら、志津川地区と同じような感じで復興を進められないか行政でも模索してもらいたい。

##### 【委 員】 制限の期間満了の日が平成25年3月10日までだが、町民にとって自分たちの生活が今後どのようになるのかが最大の関心である。この期間に、どのようなことが期待できるのか？進捗度はどうなるのか。

**【事務局】** 被災市街地復興推進地域は、被災の日から2年の間で定められ、この期間に具体的な都市計画を進める必要がある。

被災市街地復興推進区域の中では、土地区画整理事業が事業手法の一つとして考えられるが、他に、防災集団移転促進事業や一般的な公共工事が想定される。復興計画の中にもあるように、復旧期、復興期、発展期でまちづくりを段階的に考えていきたい。

**【委 員】** 復旧とは、どこまでなのか。復興とは、どこまでなのか。

**【事務局】** 南三陸町復興計画（素案）のP42に示すとおり、まちづくりは段階的に取り組んでいく。具体的な事業は今年度末までに示せねばと考える。

P45とP46の復旧期、復興期のイメージを参照してください。

**【委 員】** 建築制限が解除される地域について、いずれ一体的なまちづくりが行われることを踏まえると、建築制限が解除された地域で建物が建設され、その後移転が生じた場合、補償等はどうなるのか。

**【事務局】** 被災市街地復興推進地域外では、建物は建築可能であるが、補償の対象ではないと考えている。被災市街地復興推進地域内で、一定の建築制限はあるが建築は可能である。なお、土地区画整理事業の区域内となれば、移転補償の対象となる。また、制限を解除する地域の中で、防災集団移転促進事業に参加いただく地域については、住宅を禁止する建築基準法39条を設定することを予定している。

**【会 長】** 質問について、事務局より回答をいただいた。特段、反対意見がないようですので、議案のとおり区域設定をしてよいか。

異議がないようなので、議案のとおり可決する。

## ② 南三陸町震災復興計画について

**【事務局】** 南三陸町震災復興計画について、資料2により説明

復興の基本理念

「自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち」への創造的復興  
復興目標

目標1 安心して暮らし続けるまちづくり

目標2 自然と共生するまちづくり

目標3 なりわいと賑わいのまちづくり

**【委 員】** 説明にもあったが、人的被害について、11月1日現在は、死者564名、うち身元不明83体、行方不明者321名、となっている。今後も、捜索依頼があれば協力していきたい。

### ③「参考資料2」について

【委 員】 復旧・復興であるが、本当に10年でできるのか不安であり難しいと考える。その中で、行政が進めている集団の高台移転について、どのように区分けしながら行うつもりか。

【事務局】 仮設住宅単位ではなく、震災前のコミュニティを重点に、従来の地域単位に配慮して行わなければならないと考える。

【委 員】 既存の地域のつながりを大切にして、まちづくりを進めてもらいたい。

【委 員】 復興予算についてほとんどがハードに使われる予定だが、急げば急ぐほど供給者側が対応できず、被災者が困ることも発生するだろう。これについてどう考えているのか。

【事務局】 高台移転について、いっせいに造成を始め、家が建てられるか危惧している。当初5年間は国からの支援もあるが、その後は復興事業が進まない可能性もある。今回は、5年間が勝負だと町では考えている。

【委 員】 国の3次補正を受けて、高台移転事業をすぐに進められる地区は何箇所あるのか。

【事務局】 3次補正による南三陸町への配分は、まだ決まっていない。

【委 員】 土地区画整理事業による土地買収について、どのような評価となるのか。評価が大きく下がると新聞にもあったが。

【事務局】 新聞では、土地の税金にかかる調整率が下がったとしている。国税局が相続税を評価するために定めたものであり、直接用地買収の評価とは関係ない。なお、具体的な基準については今後検討していく。

【委 員】 防災集団移転促進事業をする場合、自己負担が発生するのか。

【事務局】 防災集団移転促進事業では、高台の土地を、購入または借地をしていただく。

【委 員】 P17の2について、地域では無償で100坪もらえると誤解される。

【事務局】 説明会等で再度説明。

【委 員】 P19の1について、民間賃貸住宅の入居者に、情報が届かないなどの問題がある。今後どのように、民間賃貸住宅の被災者に支援を行っていくのか。

【事務局】 約480世帯が対象となるが、県内を中心に点在していることから、町内（50世帯）や登米市（130世帯）を主に支援員等により回っていきたい。

【委 員】 民間賃貸住宅に入居者が仮設住宅に戻ることは可能か。

【事務局】 民間賃貸住宅から出ると自立したとみなされることから、仮設住宅に入ることはむずかしい。

【会長代理】 委員の皆様には、貴重な意見をいただきお礼申し上げる。今後も難しい局面があることから、町の職員とともに歩んでいきたい。今後とも、ご協力をお願いする。これで、審議会を終了する。